

新型コロナウイルス感染拡大に伴う現契約の対応について

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることを受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が4月16日、7都府県から全国に拡大されました。

新型コロナウイルス感染症の罹患及び感染拡大防止措置等に伴い、業務に対する従事者等が確保できない、資機材等が調達できないなどの事情で現契約を現契約条件で継続することが困難となった場合のほか、業務の一時中止等を希望する場合においては、発注者（担当課）に御連絡をお願いします。状況を個別に判断した上で必要があると認められるときは、履行期限、納入期限の変更及び一時中止の対応等協議を行うとともに、必要に応じて契約額の変更協議を行うなど、適切に対応を行います。なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責めによらない事由によるものとして取り扱います。

また、「三つの密」回避や、現契約に係る従事者に新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合には速やかに発注者に報告できる連絡体制の構築など、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する配慮をお願いします。